

答申第 547 号

平成 22 年 12 月 6 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 22 年 3 月 31 日付けで諮問された県立高等学校に係る事故報告書等不
存在の件（諮問第 603 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

県立高等学校に係る事故報告書等は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成22年1月22日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の英語科試験問題等の誤り等に関して、教育委員会が収受した事故報告書及び添付資料（平成22年度分）並びに各県立高等学校の定期試験問題等の誤り等に関して、教育委員会が収受した事故報告書及び添付資料（平成22年度を含む過去5年度分）（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成22年1月29日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成22年2月5日付けで、教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件請求について

- ア 不服申立人は、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（以下「本件規則」という。）第34条に基づく事故の報告を所管する課を承知していないことから、本件請求は、特定の課に対するものではなく、教育局が保管している文書の公開を求める趣旨である。
- イ 本件請求の対象となる行政文書は、本件高校に関しては、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の運用について（以下「本件運用」という。）第13号様式による事故報告書及び添付資料（以下「事故報告書

等」と総称する。)であり、その他の各県立高等学校に関しては、事故報告書等のほか、てん末書、状況報告書といった事故報告書等に類する行政文書も含まれる。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件高校の校長(以下「本件校長」という。)から不服申立人に対して、本件高校の英語科試験問題等の誤り等に関する事故報告書を、教育委員会へ提出した旨の発言があった。

イ 特定の県民(以下「本件個人」という。)からの通報により、定期試験問題等の誤り等に関する調査を開始し、実施機関の指導主事が現地に赴いた事案であることから、調査に至った経緯、今後の対応等についての事故報告書が存在して然るべきである。

4 実施機関(教育局教育指導部高校教育指導課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件処分に係る経緯について

ア 本件請求については、各県立高等学校の試験問題等の誤り等に関する事故報告書等が教育委員会に提出された際、高校教育課(平成22年度より高校教育指導課。以下「指導担当課」という。)が承知しているであろうとの認識から、指導担当課において本件処分を行った。

イ 本件不服申立てが行われた後、職員の考査等を担当する行政課(平成22年度より調査免許課。以下「考査担当課」という。)に照会したところ、本件高校とは別の県立高等学校(以下「別件高校」という。)から、事故報告書等が提出されていることが判明したため、平成22年3月18日付けで、考査担当課において別件高校に係る事故報告書等の一部を公開する決定(以下「別件処分」という。)を行った。

(2) 事故報告書について

事故報告書とは、職員の法令違反等の人事・サービス上の問題が生じ、任命権者としての措置が必要な場合、本件規則第34条に基づき、考査担当課等に提出される文書である。

(3) 本件行政文書の存否について

ア 本件個人から本件高校の定期試験問題の点検について依頼があり、指導担当課において、本件校長も交え点検したところ、不適切な試験問題の作成が行われていることが判明したため、本件校長に点検体制の強化を指示した。

イ 以上により、本件高校の英語科試験問題に係る事案（以下「本件事案」という。）は終了しており、本件事案について事故とは認識していない。本件事案に関する事故報告書等については、事故報告書等に類する行政文書も含め、指導担当課は収受していない。

ウ また、各県立高等学校の定期試験問題等の誤り等に関する事故報告書等についても、事故報告書等に類する行政文書も含め、指導担当課は収受していない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件請求の趣旨は、本件高校に関しては、事故報告書等の公開を求めるものであり、各県立高等学校に関しては、事故報告書等及びこれに類する行政文書の公開を求めるものである。

そこで、当審査会としては、これらの行政文書の存否について、以下、検討する。

(3) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件高校を含めた各県立高等学校の定期試験問題等の誤り等に関する事故報告書等について、これに類する行政文書も含め、指導担当課は収受していないと説明している。

これに対し不服申立人は、本件校長が、教育委員会に事故報告書を提出した旨の発言をしていること等から、本件事案に関する事故報告書等

は存在して然るべきであると主張している。

イ 本件規則第34条は「校長は、職員又は生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育長に連絡するとともに、文書をもつて報告しなければならない」と規定しており、特定の事案に関して、事故報告書等を提出する必要があるか否かは、校長が事案の内容等に応じて判断するものと考えられる。

ウ 実施機関は、本件事案について事故とは認識しておらず、指導担当課においては本件行政文書を収受していない旨説明しており、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。

エ また、考査担当課は別件処分により、別件高校から提出された定期試験問題等の誤り等に関する事故報告書等の一部を公開しているが、別件高校以外の各県立高等学校から、定期試験問題等の誤り等に関する事故報告書等又はこれに類する文書が提出されていることを示す事情は認められない。

オ 以上のことから、当審査会としては、教育委員会が、別件高校に係る事故報告書等を除き、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年3月31日	○ 諮問
4月27日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5月17日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5月18日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
9月14日 (第100回部会)	○ 審議
9月28日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10月13日 (第101回部会)	○ 審議
11月9日 (第102回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成22年12月6日現在) (五十音順)